

第7節 事業者向け支援策

(1) 市内事業者の実態把握

中小事業者の支援策については、各種統計データにより経済全体の動向を注視するとともに、関連業界団体等との日常的な意見交換などを踏まえて検討してきた。

緊急事態宣言（令和2年4月7日から5月21日）下においては、緊急的な個別アンケートや関連団体との意見交換を行い、ニーズの把握に努めた。そのような中から頂いた声をもとに、固定費となっている家賃相当額を支援する店舗家賃負担軽減補助金や、新たな取り組みを支援するチャレンジ支援補助金等を実施した。

景況感が回復傾向となった令和2年6月には産業振興財団がメールによるアンケートを実施したほか、令和2年8月には企画調整局と連携し、広く市民・事業者へアンケートも実施した。

その後、令和3年1月14日の新型コロナウイルスの再拡大に伴う緊急事態宣言の再発令以降は、無作為に抽出した企業を対象とした景況雇用動向調査の特別調査において、新型コロナウイルス感染症の影響に関する項目を設けたほか、経済団体において個別事業者を対象に実施されたアンケートを活用し、市内経済の状況把握に努めた。また、経済団体を通じて個別事業者と市長が意見交換会を行う場を設置する等、事業者へヒアリングを行い、厳密な実態把握に努めた。そのような声を踏まえたうえで、令和2年度補正予算、令和3年度予算編成、令和3年度補正予算を通して支援策を進めてきた。

【参考】主な実績

○新型コロナウイルス感染症発生以降実施した主な調査

- ・R2.3月：産業振興財団がメールにより個別企業へアンケート（700社）
- ・R2.3月：経済政策課が委託によりアンケート（無作為・2,000社）
- ・R2.6月：産業振興財団がメールにより個別企業へアンケート（100社）
- ・R2.8月：企画調整局が委託により市民・事業者へアンケート（市内事業者：3,000社）（市内在住18歳以上市民：5,500人）
- ・R3.1月：景況・雇用動向調査の特別調査において新型コロナウイルス感染症の影響に関する項目を設けた（2,000社）※R3.7月公表
- ・R3.8月：景況・雇用動向調査の特別調査において新型コロナウイルス感染症の影響に関する項目を設けた（2,000社）※R3.10月公表

○経済団体等と市長との意見交換会

- ・R2.3・5月：神戸商工会議所
- ・R2.3・5月：神戸経済同友会
- ・R2.3・5月：兵庫県中小企業家同友会
- ・R2.10月：神戸商工会議所（女性経営者：8名）
- ・R3.1月：兵庫県中小企業家同友会（飲食店経営者：3名＋代表理事：1名）
- ・R3.4月：神戸経済同友会

(2) 支援策

新型コロナウイルス感染症の発生以降、感染症の拡大防止と事業者の事業継続・経済活動の維持を両立させることを念頭に取り組みを進めてきた。

新型コロナウイルス感染症は、感染拡大と収束を繰り返しており、その動向に応じて変化する市内事業者の経営課題に対して、緊急的に必要な事業継続支援、感染終息期を見据えた消費・需要喚起、with コロナ・ポストコロナに対応するための投資支援、市内雇用の維持といった観点から、国や県の施策も見極めながら、市としての支援策を実施してきた。

(緊急的に必要な事業継続支援)

①資金調達支援（融資）、市長認定窓口

・資金調達支援（融資）

本市においては、縣市協調で、新型コロナウイルス感染症の発生当初から既存資金の拡充（新型コロナウイルス対策貸付、新型コロナウイルス危機対応貸付、経営活性化資金、借換等貸付）や、民間金融機関による制度融資を活用した実質無利子無担保融資「新型コロナウイルス感染症対応資金（いわゆる「ゼロゼロ融資」）」や信用保証料を全額補助する「新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付」の創設などを行ってきた。

その後も、感染症の影響が長期化し、度重なる時短営業や緊急事態宣言の発令等により、事業者における資金繰りが厳しくなっていくことを受けて、新型コロナウイルス感染症対応資金における融資限度額の引き上げや借換要件の緩和並びに実施期間の延長（※1）を行ってきた。

また、令和3年度からは、金融機関の伴走支援を受けながら、ポストコロナ社会を見据えた経営改善等に取り組む中小企業者に信用保証料の3/4を補助する「伴走型経営支援特別貸付」を創設し、引き続き、先行き不透明な状況下において、中小企業者に対する資金繰り支援に取り組んでいる。

※1「新型コロナウイルス感染症対応資金」、「新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付」は令和3年5月で終了

【新型コロナウイルス関連融資実績（神戸市域）】（令和2年3月～令和3年10月末時点）

件数：18,519件

金額：3,717億9千万円

・市長認定窓口

国におけるセーフティネット保証等の指定により、市長認定窓口申請者が殺到し、認定書の交付までに非常に長い時間を要するという事態となった。そのため、順次体制の拡大を図り、最大9窓口まで増設したほか、窓口案内表示システムの導入、申請書類の簡略化、簡略化した書類の郵送申請での受付等の対策を行った。これにより、

「待ち時間」及び「密」の問題も解消され、安心安全に、かつ、迅速に認定申請を行っていただくことが可能となった。

【市長認定の状況】（令和2年3月2日から令和3年9月30日）

- ・セーフティネット保証4号（R2.3.2） 8,143件
- ・セーフティネット保証5号（R2.3.6） 1,908件
- ・危機関連保証（R2.3.13） 9,654件

※（）内は受付開始日

【参考：主な取り組み状況】

日付	資金調達支援（融資）	市長認定窓口
R2.2.25 R2.3.2 R2.3.13 R2.3.16	①新型コロナウイルス対策貸付_受付開始 ②新型コロナウイルス危機対応貸付_受付開始 ③借換等貸付（コロナ対策）_受付開始 ④経営活性化資金（コロナ対策）_受付開始	（セーフティネット保証4号_指定（～継続中）） （危機関連保証_発動（～継続中））
R2.4.22		①申請件数急増により、窓口増設（中小企業診断士協会へ委託等）－最大9窓口
R2.5.1 R2.5.18	⑤新型コロナウイルス感染症対応資金_受付開始	（セーフティネット保証5号_全業種指定（～R3.7.31）） ②「密」対策のため、窓口番号呼び出しシステム導入 ③セーフティネット保証等に係る市長認定申請書類を簡略化
R2.6.9		④セーフティネット保証等に係る市長認定申請の郵送申請受付開始（簡略化様式に限る）
R2.6.22	⑥新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付_受付開始 ⑤-2 新型コロナウイルス感染症対応資金_限度額引き上げ（3000→4000万円）	
R2.7.13		①-2 中小企業診断士協会_委託終了（順次窓口縮小）
R2.12.21	⑤-3 新型コロナウイルス感染症対応資金_実施期間延長（R3.1.31→R3.5.31）	
R3.1.25	⑤-4 新型コロナウイルス感染症対応資金_限度額引き上げ（4000→6000万円）	
R3.2.18	⑤-5 新型コロナウイルス感染症対応資金_借換制限の緩和	
R3.4.1 R3.5.1	⑦伴走型経営支援特別貸付_受付開始	
R3.5.31	⑤-6 新型コロナウイルス感染症対応資金_終了 ⑥-2 新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付_終了	①-3 市長認定窓口を2窓口に戻す

②中小法人等の店舗家賃負担軽減補助金

緊急事態宣言（令和2年4月7日から5月21日）の発令に伴う休業要請や外出自粛等により市内経済が深刻な影響を受ける中、市内事業者から「売り上げが減少している中でも固定費である家賃は必ず発生するので支援してほしい」という切実な声があった。こうした声を踏まえ、家主と店舗双方に一定の負担を求めながらも家賃軽減に取り組みやすくする市独自の仕組みとして「店舗家賃負担軽減補助金」制度を実施した。

令和2年5月18日に募集要項等を公表した後、翌日19日から専用コールセンターを開設し、受付を始めた。6月30日まで申請を受け付け、(オンライン申請は5月29日から開始)令和3年3月2日までに全ての交付を完了した。

この補助金に対するオーナーやテナントのニーズは予想以上に大きく、想定をはるかに上回る申請が幅広い業種の店舗のオーナーからあったことから、事業継続のための効果があったものと考えられる。

また、オンライン申請を導入したことにより、申請締め切り前の6月中旬から8月末までの間にほぼ全ての申請に対する補助金の交付を完了することができた。

【概要】

予算額：1,760,000千円

対象者：店舗を貸しているオーナー、又はオーナーから建物を借り上げたうえで店舗を賃貸している方で、令和2年4月分及び5月分の店舗の本来家賃相当額の2分の1以上を減額している方。

補助金額：令和2年4月分及び5月分の家賃2か月分に対して、申請者が減額した金額の10分の8（1オーナーあたり上限2,000千円）

【実績】

申請件数：3,917件（うちオンライン申請1,154件）

交付件数：3,835件

交付額：16億9,669万円

③休業要請事業者経営継続支援金

緊急事態宣言（令和2年4月7日から5月21日）の発令に伴い、兵庫県知事より令和2年4月15日から5月31日までの間、遊興施設、劇場、飲食店等への休業要請がなされ、経営不安の声があがった。そのような状況の中、兵庫県が休業要請をしている事業者に対して、最大100万円を支援する「休業要請事業者経営継続支援金」を県市協調で実施した。

当該支援金は、他の都道府県等で実施している内容に比べて支給金額の水準が高かったため、休業要請に協力し、苦しい経営状況にある中小企業の事業継続を支援することができたと考えられる。

【概要】

予算額：1,365,000千円

対象者・補助金額：

《4/15～5/6 休業要請等》

対象種別	休業等要請に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
遊興施設	なし	① 4/15～4/21 の間に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 100 万円 個人事業主 50 万円 ② 4/22～4/28 の間に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 60 万円 個人事業主 30 万円 ③ 4/29 に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円
劇場等		
集会・展示施設		
運動・遊技施設		
博物館等		
学習塾等	床面積 100 ㎡超	③ 4/29 に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円
商業施設(生活必需物資・ 生活必需サービス以外)	床面積 100 ㎡超	

対象種別	休業等要請に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
ホテル・旅館	集会の用に供する部分	④ 4/15～4/21 の間に使用停止あるいは時間短縮を開始し、 5/6 まで実施 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円 ⑤ 4/22～4/28 の間に使用停止あるいは時間短縮を開始し、 5/6 まで実施 中小法人 20 万円 個人事業主 10 万円 ⑥ 4/29 に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5/6 まで実施 中小法人 10 万円 個人事業主 5 万円
飲食店等食事提供施設	夜 20 時～朝 5 時営業休止 酒類提供は夜 19 時～朝 5 時休止	

《4/29～5/6 休業の協力依頼》

対象種別	休業の協力依頼に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
学習塾等	床面積 100 ㎡以下	⑦ 4/29 に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円 ※複数の休業要請等に対応する場合でも、1事業者当 りの支給額は、上記の額を限度とします。
商業施設(生活必需物資・ 生活必需サービス以外)	床面積 100 ㎡以下	
ホテル・旅館等	行楽を主目的とする宿泊事業に供する 宿泊施設(ホテル、旅館等または民泊)	

《5/7～5/31 休業要請等の延長分》

対象者：4/15から休業要請等の対象となっている支援金支給対象者のうち、5/7以降も継続して協力した事業者

(5/7以降の休業要請等は段階的に解除、施設により異なる)

※GW期間の休業協力依頼施設については、5/7以降は要請がなく対象外

支給額：中小法人：30万円 個人事業主：15万円

但しホテル・旅館及び飲食店は、中小法人：10万円 個人事業主：5万円

【実績】

申請件数：17,138 件

支給額：39 億 8,350 万円

④新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

新型コロナウイルスの再拡大に伴う緊急事態宣言の再発令（令和3年1月14日から2月28日）を受け、時短要請を受けた飲食店等のみならず、外出・移動自粛の影響を受ける幅広い業種において、経営環境は再び厳しさを増してきた。

そうした状況のなか、緊急事態宣言下等における兵庫県の営業時間短縮の要請に応じた飲食店経営者に対して協力金を支給する、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力

金」(以下：協力金)を県市協調で実施した。当初(第1期)の県独自の時短要請(令和3年1月12日から1月13日)と緊急事態措置(令和3年1月14日から2月7日)による時短要請に対する協力金に加え、緊急事態宣言の延長(令和3年2月8日から2月28日)及び宣言終了後の県独自の時短要請(令和3年3月1日から3月31日)(第2期)に伴う協力金を予算措置した。

令和3年度に入っても引き続き県独自の時短要請(令和3年4月1日から4月4日)及びまん延防止等重点措置による時短要請(令和3年4月5日から4月24日)に伴う協力金を予算措置した。

また、事業者への支援は広域的な観点から取り組むことがより効率的であるとする国の方針により、国の臨時交付金(事業者支援分)の対象は都道府県のみとされたことから、4月25日以降の協力金については兵庫県単独で予算措置することとなった。

県独自の時短要請における協力金の日額4万円や、緊急事態措置による時短要請における日額6万円という金額については、店舗規模という観点が加味されない一律の支援額であった。このため、「一律の支援額ではなく、事業規模に応じた支援を」、「時短要請対象外の事業者も経営が苦しい」、「卸売など飲食店の取引先も厳しい」といった声もあったが、まん延防止等重点措置による時短営業(令和3年4月5日から24日)以降の協力金については売上高に応じて支給額が決定されるようになり、事業規模に応じた支援が可能となった。

【概要】

予算額：3,885,981千円

対象者・補助金額：

<第1期>

○要請対象期間 令和3年1月12日～2月7日(27日間)

区分	県要請	緊急事態措置
期間	R3.1.12～1.13(2日間)	R3.1.14～2.7(25日間)
対象地域	神戸・尼崎・西宮・芦屋	県内全域
対象施設	飲食店営業許可を受けている ・接待を伴う飲食店 ・酒類の提供を行う飲食店等	飲食店又は喫茶店営業許可を受けている ・全ての飲食店・遊興施設
支給要件	午前5時～午後9時に短縮	午前5時～午後8時に短縮 (酒類提供は午前11時～午後7時)
支給額	1日あたり4万円/店舗	1日あたり6万円/店舗

<第2期>

○要請対象期間 令和3年2月8日～3月31日(52日間)

区分	緊急事態措置	県要請	県要請(延長分)	県要請(再延長分)
期間	R3.2.8～2.28 (21日間)	R3.3.1～3.7 (7日間)	R3.3.8～3.21 (14日間)	R3.3.22～3.31 (10日間)
対象地域	県内全域		神戸・尼崎・西宮・芦屋	
対象施設	飲食店又は喫茶店営業許可を受けている ・全ての飲食店・遊興施設			
支給要件	午前5時～ 午後8時に短縮 (酒類提供は午前 11時～午後7 時)	午前5時～ 午後9時に短縮 (酒類提供は午前 11時～午後8時)	午前5時～ 午後9時に短縮 (酒類提供は 午前11時～午後8時30分)	
支給額	1日あたり 6万円/店舗	1日あたり4万円/店舗		

<第3期>

○要請対象期間 令和3年4月1日～4月24日(24日間)

区分	県要請	まん延防止等重点措置
期間	R3.4.1～4.4(4日間)	R3.4.5～4.24(20日間)
対象地域	神戸地域・阪神南地域・阪神北地域・東 播磨地域・中播磨地域:12市6町 ※神戸・尼崎・西宮・芦屋以外の市町に ついては、4/21まで継続	神戸・尼崎・西宮・芦屋 ※4/22からは、神戸地域・阪神南地域・ 阪神北地域・東播磨地域・中播磨地域: 12市6町
対象施設	飲食店又は喫茶店営業許可を受けている	
支給要件	午前5時～午後9時に短縮 (酒類提供は 午前11時～午後8時30分)	午前5時～午後8時に短縮 (酒類提供は 午前11時～午後7時)
支給額	1日あたり4万円/店舗	1日あたり4～20万円/店舗 ※<中小企業> 前年度又は前々年度の 1日あたり売上高に応じて単価決定 ・10万円以下:4万円 ・10～25万円:1日あたり売上高×0.4 ・25万円以上:10万円 <大企業> 1日あたり売上高の減少額×0.4 (上限20万円)(中小企業もこの方式 を選択可)

【参考】＜第4期以降＞

	第4期	第5期		第6期
区分	緊急事態措置	緊急事態措置	まん延防止等 重点措置	県要請
期間	令和3年4月25日 ～5月31日 (37日間)	令和3年6月1日 ～6月20日 (20日間)	令和3年6月21日 ～7月11日 (21日間)	令和3年7月12日 ～8月1日 (21日間)
	第7期	第8期	第9期	
区分	まん延防止等 重点措置	緊急事態措置	県要請	
期間	令和3年8月2日 ～8月19日 (18日間)	令和3年8月20日 ～9月30日 (42日間)	令和3年10月1日 ～10月21日 (21日間)	

⑤家賃サポート緊急一時金

令和3年1月から3月において、飲食店経営者に対する「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の実施が決定された一方、緊急事態宣言の発令に伴う時短営業または外出自粛等の影響を受ける飲食店以外の事業者については、国から「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）が支給されることとなった。

市内事業者との意見交換においても「協力金」について、「一律の支援額であるため、事業規模に応じた支援を」、「時短要請対象外の事業者も経営が苦しい」、「卸売など飲食店の取引先も厳しい」などの声があった。また、「一時支援金」については、「十分な金額ではない」との声もあった。

そこで、国や県市協調による支援策を補完し、「協力金」の支援対象とならない業種や「協力金」のみでは支援が十分でない規模の事業者を念頭に、事業規模と一定の相関関係があると思われる家賃相当額を基準とした支援を行う市独自の支援策として、「家賃サポート緊急一時金」を創設し、令和3年4月28日より受付を開始した。

また、令和3年4月以降も緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用されたことで、引き続き協力金が支給されるとともに、一時支援金と同様の仕組みである「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」（月次支援金）が支給されることになった。加えて、市内中小事業者への影響が長期化していることを鑑み、これらの支援策を補完するために、令和3年6月、対象期間の延長や売上げ要件の緩和など制度の拡充を実施した。さらに、令和3年10月には、対象期間の再延長や交付額の増額による制度の再拡充を実施し、切れ目のない支援に努めた。

【概要】

予算額：1,400,000 千円

対象者：以下のいずれかの要件を満たす中小企業及び個人事業主

(a)飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けており、1～9月の売上げについて、

・1か月で前年（前々年）同月比50%以上減少している（一時支援金・月次支援金の受給者）、もしくは

・連続する3か月の合計で前年（前々年）の同期比30%以上減少している

(b)「都道府県等が実施する協力金」を受給し、1～9月の売上げと協力金の合計について

・1か月で前年（前々年）同月比50%以上減少している、もしくは

・連続する3か月の合計で前年（前々年）の同期比30%以上減少している

対象物件：市内で事業のために賃借し、家賃の支払いを行っている建物（店舗、事務所、工場、作業場、倉庫など）

補助金額：家賃3か月分の2分の1（1事業者当たり、最大1,500千円）

【実績】（令和3年11月15日時点）

申請件数：3,854件

交付件数：2,707件

交付額：286,916千円

⑥納税の猶予

国において、令和2年4月30日、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税の納税が困難な方に対して、徴収猶予の特例制度が設けられた。特例制度においては、新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少（前年同期と比べて概ね20%以上）があり、一時に納税を行うことが困難な方は、納期限より1年間、市税の納付が猶予される。猶予が認められると、猶予期間中の延滞金が免除され、担保の提供も不要となる。

徴収猶予の特例制度は、令和3年2月1日までに納期限が到来する市税が対象となっており、同日をもって原則、特例制度の受付は終了したが、新型コロナウイルス感染症による影響で依然として厳しい経済状況にあるため、コロナ禍で納税が困難な方については、納税資力に応じた分納相談や、必要に応じて通常の納税の猶予制度を適用している。

【概要】

対象者：新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があり、一時に納税を行うことが困難な個人、事業者

【実績】（令和3年9月末現在）

申請受理件数：3,283件（法人1,677件、個人1,606件）

猶予額：50.2億円（法人44.0億円、個人6.2億円）

⑦償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度の課税分について、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税を2分の1又はゼロとする地方税法の改正が行われた（令和2年4月30日施行）。

認定経営革新等支援機関等（税理士等）が認定した申告書と収入減少を証する書類を基に、令和2年10月1日から翌年2月1日までに提出された申告書類を受け付け、軽減適用した。

【概要】

対象者：資本金等が1億円以下（資本金等を有しない場合は従業員1,000人以下）の中小企業者・個人事業主。ただし、大企業の子会社は対象外。

軽減内容：令和2年2～10月の間の、任意の連続する3か月の事業収入と前年同期とを比べ、30%以上50%未満減少している場合は2分の1の軽減。
50%以上減少している場合は全額の軽減。

【実績】（令和3年9月末現在）

対象者数（軽減額）：償却資産4,760人（7億円）、家屋3,937人（31億円）

⑧土地に係る固定資産税額の据置

平成29年1月1日から令和2年1月1日までの期間において地価が上昇傾向にあったことから、本来であれば、その上昇分が令和3年度の税額に反映される予定であった。しかし、令和3年度地方税法改正（令和3年3月31日施行）により、地価の上昇により税額が増加する土地については、令和3年度に限り、現行の負担調整措置（評価額の上昇に連動して上昇する土地の税負担を一定範囲に抑えるための激変緩和措置をいう。）の仕組みを拡大して、地価上昇分の税額を令和2年度と同額に据え置く措置を実施した。

【概要】

対象者：地価の上昇に伴い評価額が上昇する土地（商業地等にあつては負担水準（※）が70%以下、住宅用地にあつては負担水準が100%以下のものに限る。）の納税義務者

【実績】（令和3年9月末現在）

据置額（据置措置による納税者の負担軽減額）

：約18億円（内訳：商業地等約13億円、住宅用地約5億円）

※負担水準＝課税標準額／評価額

⑨事業所税の減免

売上や利益の増減にかかわらず負担が生じる事業所税について、特例的な措置として、令和3年1月の緊急事態宣言の再発令に伴い影響を受けた中小事業者等（資本金1億円以下等）を対象に、1か月相当分の減免を市独自の支援策として実施することとした。

令和3年4月から減免申請受付を開始し、9月末日時点で142件、30,661千円の減免を実施した。緊急事態宣言により企業活動に大きな影響を受けている宿泊業や飲食業からの申請が4割強を占めており、売上減少に苦しむ中小事業者への支援策として一定の効果があつたと考えている。

【概要】

対象者：令和3年1月の緊急事態宣言の再発令の影響を受け、令和3年1月～3月のいずれか1か月の売上が前年比又は前々年比で30%以上減少した中小事業者

(資本金1億円以下等)

減免内容：事業所税年税額の12分の1を免除

【実績】 (令和3年9月30日時点)

件数：142件

減免額：30,661千円

(感染終息期を見据えた消費・需要喚起)

① こうべ商店街・小売市場お買物券事業

緊急事態宣言(令和2年4月7日から5月21日)後の、新型コロナウイルス感染症による地域商業のダメージを早期に回復するため、神戸市内の商店街・小売市場において、5,000円で6,000円分のお買い物券を利用できるプレミアム付お買物券を発行し、消費喚起と地域商業の活性化を図る「こうべ商店街・小売市場お買物券」事業を県市協調で実施した。

第1弾は令和2年10月10日～令和3年1月31日の期間で行い、発行総額は約12億6千万円(21万冊)となった。市民をはじめ、商店街・小売市場の事業者からも大変好評であったことや、最終的な換金率が99.6%と高かったことから、消費喚起と地域商業活性化の両面に効果があつたものと考えている。

また、第2弾を令和3年7月24日～10月31日の期間で実施した。なお、第2弾では、ひとり親家庭支援として一般の抽選とは別枠でお買物券の購入枠を設けた。

【概要】 (第2弾)

予算額：300,000千円

参加店舗：市内商店街・小売市場のうち希望団体及び店舗(約2,200店舗)

商品券発行数：22万冊

申込期間：令和3年6月14日～7月5日

※ひとり親家庭の優先枠の申込期間は令和3年6月7日～6月28日

販売期間：令和3年7月24日～8月15日

利用期間：令和3年7月24日～10月31日

②キャッシュレスポイント還元事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に厳しい状況にある市内飲食店での消費を喚起するとともに、非接触のキャッシュレス決済を普及させるため、中小飲食店でのQRコード[※]決済を利用した「キャッシュレスポイント還元事業」を実施することとした。中小飲食店を対象とした第1弾を令和3年8月1日から9月30日の期間で一旦実施したが、令和3年8月2日にまん延防止等重点措置の実施区域に指定されたことから、8月17日をもって早期終了となった。現在、令和3年12月に同じく飲食店を対象として第2弾を実施予定である。

また、さらなる消費喚起を進めるため、令和3年度10月補正において対象事業者を小売業・サービス業とした「キャッシュレスポイント還元事業」に取り組むこととしており、令和4年2月に第3弾として実施予定である。

【概要】

予算額：940,000千円

支援内容：

(a) キャンペーン第1弾

- ・対象：中小飲食店
- ・期間：令和3年8月1日～8月17日
- ・ポイント還元率：最大20%
- ・ポイント付与上限：5,000円相当

(b) キャンペーン第2弾（予定）

- ・対象：中小飲食店
- ・期間：令和3年12月1日～12月28日
- ・ポイント還元率：最大20%
- ・ポイント付与上限：5,000円相当

(c) キャンペーン第3弾（予定）

- ・対象：中小小売業・サービス業
- ・期間：令和4年2月1日～2月28日
- ・ポイント還元率：最大20%
- ・ポイント付与上限：2,000円相当

③KOBEプレミアム宿泊クーポン事業

新型コロナウイルス感染症の影響による観光需要の落ち込みにより、宿泊施設や観光施設の事業者は厳しい経営環境に置かれていることから、コロナ禍における近場観光の需要の高まりを踏まえ、観光需要を喚起する施策を実施していく必要がある。

新たな取り組みの一つとして、市民を対象に市内宿泊施設で利用できるプレミアム付き宿泊クーポンを抽選販売するとともに、ダブルキャンペーンとして抽選で地場製品のプレゼントを行う、「KOBEプレミアム宿泊クーポン事業」を実施している。

本クーポンの利用期間については、当初、令和3年1月4日～6月30日（GW期間は除く）を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国の「Go To トラベル事業」の全国一時停止や、市内の感染状況を踏まえ、利用開始時期を延期した。

その後、再発令した緊急事態宣言（令和3年1月14日から2月28日）の関西3府県における解除等を踏まえ、令和3年4月12日から9月30日（GW期間は除く）を利用期間として事業を再開したが、さらなる緊急事態宣言の再発令（令和3年4月25日から6月20日）等を踏まえ、利用期間を12月28日まで延長した。

【概要】

予算額：215,000 千円

対象者：神戸市民

クーポン内容：①曜日なしクーポン 額面5,000円を2,500円で販売
②平日等限定クーポン 額面5,000円を2,000円で販売

対象：日帰り、宿泊、レストラン利用

発行予定枚数：8万枚

④近場旅 KOBE キャンペーン事業

これまでの度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用に伴う人流抑制などにより、厳しい経営環境に置かれている観光関連事業者に対する需要喚起と早期支援のため、市民を対象に市内宿泊施設で利用できる前払い式の宿泊クーポンを抽選販売する。

【概要】

予算額：320,000 千円

対象者：神戸市民

クーポン内容：額面5,000円を2,500円で販売

利用期間：令和4年1月15日～12月28日

対象：日帰り、宿泊、レストラン利用

発行予定枚数：12.5万枚

(with コロナ・ポストコロナに対応するための投資支援)

①中小企業チャレンジ支援補助金

緊急事態宣言（令和2年4月7日から5月21日）の発令等に伴い、様々な業種に深刻な影響が広がる中、危機的状況を乗り越えるための事業継続、販路開拓や商品開発など、新たな取り組みに挑戦する市内中小企業が出てきた。その取り組みを支援するため、「中小企業チャレンジ支援補助金」制度を創設して令和2年6月8日から受付を開始し、令和3年7月14日に全ての交付を完了した。

【概要】

予算額：6,190,000 千円

対象事業：市内中小企業及び個人事業主、半数以上が市内中小企業で構成する組合・業界団体等が行う新たな取り組み

- ①事業継続のための新たな取り組み
- ②販路開拓のための新たな取り組み
- ③新商品・新サービスの開発
- ④社員の働き方改革を推進し、経営改善を行う新たな取り組み

補助金額：対象経費の4分の3（補助金上限額1,000千円）

【実績】

申請件数：7,772件

交付件数：7,164件

交付額：50億8,520万円

②オンラインストアによる販売促進事業

量販店やネット通販との競合に加え、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛等により、店舗の来客数や売上が大幅に減少した。そこで、商店街店舗だけでなく、個店の店舗も含め、新たな販路拡大や事業継続につなげるため、オンラインストアへの出品・出店を支援するとともに、神戸市の産品やお店に特化した特設サイトを立ち上げる「オンラインストアによる販売促進事業」を実施した。

特設サイトの立ち上げについては、第1弾として令和2年11月16日から12月21日までの10%オフクーポンを発行する物産展を実施した。第1弾は既にオンラインストアに出店している事業者から商品を募り、神戸ビーフ・灘の酒・スイーツをはじめとするグルメや、真珠・シューズなどの商品が出品された。

また、令和3年2月15日～3月15日で実施した第2弾については、第1弾の店舗に加え、新たに出店した事業者の商品が出品された。新規出店事業者については、出店費用の半額相当（上限15万円）を支援するとともに、専門家のアドバイスによる基礎販売力の強化を支援した。さらに、第1弾同様10%オフのクーポンに加え、新たに出品された商品に利用できる30%オフの限定クーポンを配布した。

利用した事業者からは「ECで買い物をされたお客様が実店舗にいらっしゃることも増えた」等、好評価を得ており、販路拡大や事業継続に効果があったものと考えられる。

【概要】

予算額：50,000千円

支援対象：市内中小企業及び個人事業主

補助金額：出店費用の2分の1（補助金上限額150千円）

【実績】

新規出店数：60件

物産展参加店舗数：

第1弾 10%オフ（参加店舗）123店舗（商品数）954品

第2弾 30%オフ（参加店舗 22 店舗 （商品数） 176 品
10%オフ（参加店舗） 86 店舗 （商品数） 727 品

クーポン流通額：

第1弾 流通総額 23,105 千円

クーポン利用件数 10%オフ 3,335 件

第2弾 流通総額 23,856 千円

クーポン利用件数 30%オフ 3,000 件（15,282 千円分）

10%オフ 2,089 件（8,574 千円分）

<参考>その他の主な支援事業（令和3年度予算）

○商業者によるにぎわい・魅力発信活動に対する支援【予算：10,000 千円】

商業者による新事業展開や販路拡大等の社会経済活動を支援するとともに、地域商業の活性化及び地域の個性を活かしたまちの魅力とにぎわいの創出を目的として、主に小売業、飲食業、サービス業を営む市内中小事業者等により構成されるグループが将来にわたり継続して実施する「にぎわい・魅力発信」に資する事業に対して支援を行う。

○平日・団体の需要喚起による観光需要の底上げ【予算：20,000 千円】

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある平日・団体の観光需要を喚起するため、新型コロナウイルス感染症の影響で行き先などが変化している教育旅行や企業インセンティブツアーに対する開催支援を行い、誘致の強化に取り組む。

○夜型観光コンテンツの開発【予算：29,000 千円】

民間事業者が取り組む神戸夜市や光の演出によるイベント等、夜の賑わいを創出する新たな観光コンテンツの開発を行う。

○神戸市中小企業DXお助け隊事業【予算：25,000 千円】

幅広い職種の中小企業に対して、デジタル技術を活用し、企業の状況・ニーズに応じた経営課題の解決や事業転換の支援をはかる。

具体的には、「神戸モデル中小企業DXガイドライン」の策定、セミナー・勉強会などを通じた普及啓発に努めるとともに、相談窓口の設置やアドバイザー派遣による企業・現場ごとの課題抽出や導入方法の検討、先進事例の紹介など、あらゆる段階に応じた支援を行う。

○中小製造業等投資促進等助成制度【予算：200,000 千円】

中小製造業の生産性・技術力の向上、受注拡大、研究開発機能の強化等に向けた積極的な設備投資や、女性の雇用を促進するための環境整備等を支援し、操業基盤の強化を

はかる。

具体的には、サプライチェーンの強靱化に向けた生産設備投資に対する支援を新設するほか、サーモグラフィー等、感染拡大防止につながる製品・部品の生産設備投資に対する支援を拡充する。

さらに、DXの推進にかかる設備投資については、全業種の中小事業者を対象に支援を行う。

○雇用施策の強化【予算：36,811千円】

[うち令和2年度2月補正 14,000千円、令和3年度10月補正 7,000千円]

新型コロナウイルス感染症の影響で失業した方、あるいは休業中の方の就労と求人困難業種・職種への人材の流入を促進するため求人サイトを開設するとともに、合同企業説明会を上半期に集中的に開催する。また、令和3年10月補正予算により、求人サイトの開設期間を令和3年度末まで延長するとともに、合同企業説明会を追加開催する。

新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に人手余剰となっている市内企業から人手不足企業への在籍型出向を促進するため、縣市協調でマッチング支援を行う。

新型コロナウイルス感染症による経済・就業状況の悪化の影響を強く受ける若手従業員や市内中小企業に対し、「奨学金返済支援制度」の拡充を継続する。

○事業再構築補助金サポート窓口の開設【予算：9,700千円】

事業者の思い切った事業転換等の取り組みを後押しし、神戸経済の持続的な成長につなげていくため、国が創設した「事業再構築補助金」に関するセミナーを開催するとともに、専門家によるサポート窓口を開設する。

(3) 株式会社スペースマーケットとの連携による実証事業「KOBE Work Space Share」

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令に伴い、飲食店は大きな影響を受け就労者はテレワークを推進するところが求められていた。こうした状況を踏まえ、中小飲食店の稼働していない空席をワークスペースとして活用する機会を創出するとともに、就労者の働き方のバリエーションの向上を支援する実証事業「KOBE Work Space Share」の開始を2月4日に公表した。

この取組みにより、飲食店は店舗内の稼働していない空席の利用料や、その利用にともなう飲食や新規客や固定客の確保により売上減少分の一部が補てんできるとともに、就労者は職場や自宅だけでなく飲食店スペースをワークスペースとすることができるようになった。

(4) ふるさと神戸ダブル応援基金

市内の飲食店や観光事業者、文化芸術活動従事者をはじめ多くの方々の仕事や生活に甚大な影響が生じている状況に対して、神戸出身者をはじめとする神戸にゆかりのある方々から、「困っている人たちは是非応援したい」といった声が寄せられた。こうした声を踏まえ、内部で検討を行い、令和2年5月8日、市長の臨時会見において、「ふるさと納税」の仕組みを活用した「ふるさと神戸ダブル応援基金」を創設することを発表、同日からふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」での受付を開始した。

この基金は、8つの幅広い分野から寄付者が応援したい分野を選択できること、寄付いただいた額と同額を神戸市が拠出し、寄付の効果を2倍（ダブル）にして困っている方々へ届ける仕組みであること、返礼品についても売り上げ減少などに直面している市内事業者から新たに募集することなどが特徴である。

この基金は、個人からだけでなく、企業版ふるさと納税の仕組みも活用することで、企業からの寄附についても税の軽減効果が最大約9割にもなる仕組みである。

創設以降、令和3年9月30日までの間において、個人の方からは約1億4,000万円、法人・団体からは約2,400万円のご寄附をいただいた。

いただいた寄附金については、これまでに、神戸市内の飲食店の魅力発信や、ICTを活用した子どもたちへの学習支援、有馬温泉をはじめとする神戸観光の魅力発信、文化芸術活動の継続を応援する「頑張るアーティスト！チャレンジ事業助成」といった様々な支援事業に活用させていただいている。

今後も、いただいたご寄附を、コロナ対策における各分野で、様々な支援事業に有効に活用していく。

(5) 港湾事業者向け支援

港湾局として、国民生活や経済活動を根幹から支える港湾の物流機能を確保及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け資金繰りに困っている事業者の側面的な支援をするため、事業者の令和2年4月分以降の賃料・使用料等の納付期限を令和2年9月末まで猶予した。その後、国等が実施する中小企業の資金繰り支援として様々な制度が順次拡充されるなか、これらの制度を活用するまでの間、手元資金を確保する目的で、令和2年10月以降の賃料・使用料等に関しても、申請に基づき令和3年3月末まで猶予期間を延長し、さらに令和2年度の猶予分について、令和4年3月末まで納付期限の再猶予を実施することとした。

令和3年度についても、新型コロナウイルスの収束が見えず、再び緊急事態宣言が発令されるなど、依然、社会全体に大きな影響を及ぼしている状況を踏まえて、一定の条件の下、令和3年度分の賃料・使用料等を令和4年3月末まで猶予している。